

防衛省組織令等の一部を改正する政令案のうち自衛隊法施行令第百二十七条の改正部分
新旧対照表

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲） 第百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。 一 方面総監 二 師団長 三 旅団長 四 <u>中央即応集団司令官</u> 五 <u>自衛艦隊司令官</u> 六 <u>航空集団司令官</u> 七 地方総監 八 <u>航空総隊司令官</u> 九 <u>航空支援集団司令官</u> 十 <u>航空方面隊司令官</u> 十一 <u>航空混成団司令</u> 十二 <u>補給統制本部長</u> 十三 <u>補給本部長</u>	（物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲） 第百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。 一 方面総監 二 師団長 三 旅団長 四 <u>自衛艦隊司令官</u> 五 <u>航空集団司令官</u> 六 <u>地方総監</u> 七 <u>航空総隊司令官</u> 八 <u>航空支援集団司令官</u> 九 <u>航空方面隊司令官</u> 十 <u>航空混成団司令</u> 十一 <u>補給統制本部長</u> 十二 <u>補給本部長</u>